

はじめに

東日本大震災の発生から7年9か月が経過しました。県が平成23年10月に策定した「宮城県震災復興計画」では、平成26年度から平成29年度までの4年間を「再生期」と定めており、復旧にとどまらない抜本的な「再構築」を進め、先進的な地域づくりによる「創造的な復興」を具体化していく重要な時期と位置付けています。平成29年度は、この再生期の総仕上げと次年度から始まる「発展期」における効果的な施策展開へ繋げるため、被災者の生活支援及び地域経済の再生に向けた復興まちづくり等の取組を着実に推進しました。

再生期において環境分野では、津波により大きな被害を受けた地域において自然環境の再生のために必要な取組を実施するとともに、省エネルギーの推進や再生可能エネルギー等の導入による環境配慮型のまちづくり形成を推進し、また、震災以降発生量が増加した廃棄物対策として、循環資源の有効活用と3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）の推進に向けた県民や事業者一人ひとりの行動を促進し、環境への負荷が低減された持続可能な社会の実現に向けた取組を進めてきました。

地球温暖化や脱炭素社会の構築に向けては、2020年以降の温室効果ガス排出削減の新たな枠組みであるパリ協定の採択、国の長期エネルギー需給見通しの策定、東日本大震災等を契機としたエネルギー供給体制の変化等の背景に加え、近年、県内においても猛暑、台風、洪水など、気候変動を実感する機会が増えています。こうした中で、平成29年度から「宮城県地球温暖化対策実行計画」と「再生可能エネルギー・省エネルギー計画」の見直しの検討を進め、平成30年10月にそれぞれ新たな計画を策定したところです。今後も、これらの計画に基づき、県全体が一丸となって二酸化炭素排出量の削減や再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの促進に取り組んでまいります。

また、循環型社会形成の分野では、第2期循環型社会形成推進計画における重点課題の一つである、小型電子機器等リサイクル制度の推進に向けて、地元大学及び関係事業者との産学官連携による検討を開始しました。今後とも、廃棄物の3Rの推進や循環資源の利用促進を図るため総合的かつ計画的な取組を進めます。

さらに、近年の小売電気事業への参入自由化を背景に、県内においても小規模な火力発電所の設置や計画が相次いでいることから、関係規定やマニュアル等を整備し、一定規模以上の小規模火力発電所を環境影響評価条例に基づく環境影響評価の対象事業に追加しました。引き続き、開発事業等における環境配慮及び環境保全を促進し、安全で良好な生活環境の確保に向けた取組を推進します。

平成30年版宮城県環境白書は、平成29年度における本県の環境の状況及び宮城県環境基本計画（平成28年3月策定）に基づき県が実施した環境施策について取りまとめたものです。

私たちが暮らす恵み豊かな宮城県の環境を次世代に受け継いでいくためには、県民一人ひとりが環境の保全について意識し、それに配慮した行動を心がけることが重要です。本書が、環境への理解を深め、保全に向けた環境配慮行動に取り組むための一助となることを期待します。

平成30年12月

宮城県知事 村井 嘉浩